

公募型随意契約公告（大規模災害復旧工事）

下記の大規模災害復旧工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成24年1月6日

福島県いわき建設事務所長 鈴木潤一

1 工事概要

工事番号	11-41380-0464	
工事名	公共災害復旧工事（道路）	
工事場所	いわき市田人町石住字才鉢地内（いわき石川線）	
工事概要	延長 L=249.7m、掘削工 V=28400m ³ 、法面工（アンカー工）N=249本	
完成期限	平成25年3月25日限り	
予定価格	円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
現場代理人の常駐義務の緩和	該当なし	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付することができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
近接調整	該当なし	・該当する場合は、この工事は他の工事の近接工事であり、当該工事の施工者が落札した場合は、請負契約締結後において間接工事費等の調整をする。
施工形態	・この工事については、単体企業又は特定建設工事共同企業体での施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事実績 必要なし		・元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。

企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
技術者の工事経験 必要なし	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
JR近接工事 該当なし	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

（2）特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者または3者であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及び構成員共通の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。		
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2（1）単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・2（1）単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	県内	・2（1）単体企業の場合と同じ
	企業の工事实績 必要なし		・2（1）単体企業の場合と同じ
	企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上		・2（1）単体企業の場合と同じ
	技術者の工事経験 必要なし		・2（1）単体企業の場合と同じ
	JR近接工事 該当なし		・2（1）単体企業の場合と同じ
	構成員共通の資格要件	発注種別	一般土木工事
格付等級		A	
許可業種		土木工事業	・2（1）単体企業の場合と同じ
本店または支店・営業所の所在地		県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者、または福島県内に委任先である支店・営業所を有する者であること。

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の 閲覧等	平成24年1月6日(金)～ 平成24年1月20日(金)	いわき市平字梅本15番地 福島県いわき建設事務所
設計図書等の 質問	平成24年1月6日(金)～ 平成24年1月13日(金)	いわき市平字梅本15番地 福島県いわき建設事務所 電話番号 0246-24-6257 ファクシミリ 0246-24-6256 電子メール iwaki.ken@pref.fukushima.jp
質問の 回答予定	平成24年1月17日(火)	福島県いわき建設事務所ホームページ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成24年1月23日(月) 午後1時30分	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎 4階大会議室 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

8 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県いわき建設事務所総務課
電話番号 0246-24-6107
ファクシミリ 0246-24-6058
電子メール iwaki.ken@pref.fukushima.jp

参 考 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
(1) 見積書
(2) 「企業の工事規模実績」確認のための資格確認書(様式第1号) 資格確認書に内容確認のための書類を添付すること。
(3) 代理人による場合は、委任状

見積書の提出に関する説明書（契約の方法及び見積の条件）

1 契約の方法

地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により随意契約とする。

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

3 応募手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、設計図書等に関する質問書(様式第3号)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

4 見積書の提出

- (1) 公告、福島県工事請負契約約款、設計図書(仕様書を含む。)、金抜き設計書、現場等を熟知のうえ見積書を提出すること
- (2) 公告が掲載されているホームページの「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、見積書の提出を行うこと。
- (3) 特定建設工事共同企業体で応募する場合、代表者はあらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、見積書提出時に当該委任状を提出すること。
- (4) 代理人による見積書の提出
 - ア 代理人による見積の場合は、見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、確認を受けること。

- イ 応募する者は、次に該当する者を見積書提出の代理人にしてはいけない。
- ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ) 契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ) 上記ア)からオ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 応募する者又は見積書提出の代理人が、当該見積書提出に対する他の応募者の代理をすることはできない。

(5) 見積書等を提出した後の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(6) 見積回数は原則として、3回までとする。

(7) 見積書のあて先は、「福島県」とすること。

(8) くじによる順位の決定

有効な見積書のうち、最低価格となる見積書提出者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

5 見積の条件等

見積の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本工事では、最低制限価格を設定している。最低制限価格の設定方法及び算定額は、非公表とする。

(3) 契約保証金

福島県財務規則(以下「規則」という。)第228条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではない。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(4) 前金払

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払

請負代金額の5割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

イ 第2項に定める中間前金払

請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

(5) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切捨てる)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6(前金払の約定をしないときは、10分の3))を超えた場合に限る。

なお、部分払いの回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

(6) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(7) 建設労働者の休養

日曜・祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(8) 現場代理人等の届出

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(9) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

(10) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。

第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(11) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(12) 監理技術者

工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を配置すること。

(13) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約

条項として別記の条項を挿入する。

(14) 経営事項審査

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、落札後、契約前に経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。

(15) 契約確定の時期

< 予定価格が5億円以上の場合 >

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立する。

< 予定価格が5億円未満の場合 >

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したとき確定する。

(16) 「手持ちの工事及び技術者名簿の提出について」は、別紙のとおりとする。

6 契約の相手方等の公表

(1) 契約の相手方の公表について

契約の相手方が決定した時点で、契約の相手方及び見積額を公表する。

(2) 見積結果の公表及び方法について

ア 見積結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

7 見積書の無効等

(1) 見積書は、次に掲げる条件及び公告に掲げる条件に違反した場合、無効とする。

ア 鉛筆書きによる見積書

イ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書

ウ あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書

エ 日付がない又は公告日から見積書の提出日までの期間内の日付となっていない見積書

オ 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない見積書

カ 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが公告一致しない見積書(軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。)

キ 郵便により提出された見積書

ク 委任状を持参しない代理人が提出した見積書

ケ 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書

- コ 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- サ 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- (2) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その見積書を無効とする。
- (3) 見積金額が最低制限価格を下回る見積書は失格とする。

8 その他

- (1) 見積書提出の辞退について
 - ア 見積書提出時に辞退をする場合は、その旨を明記した見積書を直接提示する。
 - イ 見積書提出を辞退した後の撤回は、認めない
 - ウ 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (2) 公募の取りやめ等
 - ア 応募者が不穩の行動をなす等の場合において、契約の相手方の決定を適正に行うことができないと認められるときは、当該応募者の参加を認めない、又は見積書の提出日の延期、若しくは取りやめることがある。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。
- (4) 書類は原則としてA4判とすること。
- (5) 配置予定の技術者について
 - ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応募する場合
同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応募する場合において、他の工事の契約の相手方となったことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、見積書の提出を辞退しなければならない。
 - イ 他の建設工事の配置技術者を本工事の配置技術者として応募する場合
見積書提出時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が本工事の工期と重複していなければ配置予定技術者とすることができる。ただし、工期延長等が見込まれ、配置予定の技術者を配置することができないことが明確な場合は、応募してはいけない。
 - ウ 配置技術者の専任期間
本工事は、建設業法第26条第3項の規定に基づく配置技術者の専任を要する工事であることから、配置技術者を専任で配置する期間は、契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場（工場製作は除く。）への専任は要さない。
 - ア) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
 - イ) 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工

場製作のみが行われている期間(ただし、工場には専任で配置すること。)

I) 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

II) 配置予定技術者に関する見積の条件に違反した場合

他の工事の契約の相手方となったこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、応募した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加制限を行うことがある。

(6) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

閲覧の際に、提示する書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書(金額抜き)、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

〔別記〕 特記事項・特約条項

6 特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

- 第1 受注者は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。
- 第2 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者、受注者協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。
- 第3 この契約は、平成 年 月 日までに、この契約に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又はは否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においては、契約の相手方にこのことにより損害を生じた場合においても、県は、いっさいその賠償の責めに任じないものとする。
- 第4 本契約における前払金については、約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

契約の保証について

1 決定者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ハ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るのものとする。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 福島県債証券 | 額面全額 |
| 2 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局審査課又はいわき地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ホ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されときは、担保とした有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金を受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「発注者名(記載例)」と記載するように申し込むこと。

- ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとすること。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- リ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「発注者名(記載例)」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - ニ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ハ 保険証券の宛名の欄には、「発注者名(記載例)」と記載するように申し込むこと。
 - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - ヘ 保険期間は、工期を含むものとすること。
 - ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
 - チ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2 1の規定にかかわらず、決定額が500万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときには、約款第 4条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は1の規定を準用する。

記載例：福島県知事 佐藤 雄平、 建設事務所長 福島 太郎

資格確認書（同種・類似及び同規模工事の施工実績）

商号又は名称

工事名	工事	工事	工事	工事
発注者				
施工場所				
契約金額	百万円	百万円	百万円	百万円
工期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
工事の概要 一般土木等 （延長、幅員、 構造物形状、 工法等）				

対象は国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注の工事とします。

工事単位に最近の工事から1件記入してください。なお、5件以上記入される場合は同様式を複数枚使用してください。

工事の概要は要点を簡潔に記入してください。

特定建設工事共同企業体の場合は、いずれかの構成員の実績について記入してください。

様式第3号

設計図書等に関する質問書

年 月 日

(工事執行権者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(作成担当者)

工事番号	第 号
工事名	
質 問 事 項	